

## てんかん専門医制度に関する規則(抜粋)

### (認定条件)

#### 第 2 条

- (1) 多くのてんかん患者を実際に適切に診療してきた実績と、それに必要な臨床的能力を十分そなえていること。
- (2) てんかん専門医試験に合格すること。

### (申請資格)

第 3 条 前条 (1) の認定条件を証明するものとして、次の各項をすべて満たす必要がある。

- (1) 現在まで 5 年以上引き続き本学会の正会員であること。
- (2) 現在、てんかん診療に従事していること。
- (3) 種々の病型を含む 50 例の具体的なリスト（脳神経外科では手術例 10 例を含む 25 例とする）および症例詳細記述 5 例を提出すること。
- (4) てんかんに関する論文が 3 編あること（うち 1 編は筆頭著者であること、発表年時は問わない）。
- (5) てんかんの診療に関して 5 年以上の研修歴を有すること。そのうち、認定研修施設における 1 年以上の研修を必須とする。
- (6) 別に示す基盤となる分野の専門医あるいは指定医などを有していること。

### (研修施設の認定)

第 4 条 てんかん学の臨床研修に適した医療機関を、日本てんかん学会研修施設に認定する。

—略—

### (認定の更新)

- 第 9 条 更新の条件は、第 3 条の (1) と (2) 項を満たし、且つ、次の (1) と (2) 項を満たす必要がある。
- (1) 最近の 5 年間に、本学会学術集會に 2 回以上の出席があること。
  - (2) 最近の 5 年間に、更新に必要な研修単位を 30 単位以上有すること。各種研修等の単位については別に定める。

—略—

### 別添 1

基盤となる分野の専門医あるいは指定医など

日本小児神経学会：小児神経科専門医、 日本小児科学会：小児科専門医

日本精神神経学会：精神科専門医、 厚生労働省：精神保健指定医

日本脳神経外科学会：脳神経外科専門医、 日本神経学会：神経内科専門医

### 別添 2

日本てんかん学会認定研修施設に関する細則（抜粋）

#### 1. 研修施設の認定

てんかん学の臨床研修に適した医療機関を、診療の実状に応じて、医療機関の施設全体または診療科を研修施設に認定する。

#### 2. 研修施設の備えるべき条件

(1)てんかん専門医資格を有する1名以上の常勤の指導医

(2)専門的診療の実施

(3)施設または診療科におけるてんかん患者数が月当たり50名以上、または、てんかん外科手術実施例が5年間に20例以上

(4)最近5年間に、臨床てんかん学に関する論文発表または日本てんかん学会における発表が当該施設より行われていること

### 別添 3

てんかん専門医資格更新に関する単位

てんかん学に関する論文、著書（筆頭著者）

1) 医学学術誌および学術著書 30単位

2) てんかんに関する一般向著書あるいは啓発的論文 20単位

てんかん学に関する研究発表、講演（筆頭演者）

1) 日本てんかん学会年次学術集会 30単位

- 2) 日本てんかん学会教育セミナー 30 単位
- 3) 国際てんかん学会議 30 単位
- 4) アジア・オセアニアてんかん学会議 30 単位
- 5) 日本てんかん学会地方会 20 単位
- 6) 関連学会の年次学術集会（全国規模） 20 単位
- 7) 日本てんかん協会の集会（全国規模） 10 単位

てんかん学に関する学術集会への参加

- 1) 日本てんかん学会年次学術集会 10 単位  
（但し、第9条（1）項に関する出席2回は除く）
- 2) 日本てんかん学会教育セミナー 10 単位
- 3) 国際てんかん学会議 10 単位
- 4) アジア・オセアニアてんかん学会議 10 単位
- 5) 日本てんかん学会地方会 10 単位
- 6) 関連のある各学会 5 単位

（日本小児神経学会、日本小児科学会、日本精神神経学会、日本脳神経外科学会、日本てんかん外科学会、日本神経学会、日本臨床神経生理学会、乳幼児けいれん研究会国際シンポジウム）

同一学術集会における発表単位と参加単位は合算しない。